様式第２号（第５条関係）

美術館観覧料減免承認（不承認）通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

丸亀市長　　　印

　下記のとおり観覧料の減額・免除を

　１　承認します。

　２　承認できません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 入館予定年月日 | 年　　　月　　　日 | | |
| 在館予定時間 | 午前・後　　時　　分 から 午前・後　　時　　分まで | | |
| 引率者氏名 |  | 入館予定者数 |  |
| 減免金額 |  | | |
| 減免を承認できない理由 |  | | |

１　この決定に不服がある場合は、この通知書を受けた日の翌日から起算して30 日以内に、丸亀市長に対して審査請求をすることができます。

２　処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に丸亀市を被告として提起することができます。